

第2章 スポーツの意義

1 スポーツとは

「スポーツ」は、様々な定義づけがされていますが、スポーツ振興法第2条では、以下のように定義されています。

「スポーツ」とは、運動競技及び身体活動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るために、されるものをいう。

本計画においては、「スポーツ」の定義をこのように捉えて計画を策定することとします。

2 スポーツの意義・役割

スポーツは、世界共通の人類の文化の一つであり、体力の向上のみならず、高齢化の進行や生活習慣病の増加による医療費の増大、青少年の健全育成や体力低下の問題、余暇時間の増加など、諸課題に対応するものとして、様々な社会的意義があるといわれています。

① 豊かで活力ある生活の実現

- ・身体を動かす本源的欲求
- ・爽快感、達成感、他者との連帯感等精神的充足、楽しさ、喜び
- ・体力の向上、精神的ストレスの解消、生活習慣病の予防、心身両面にわたる健康の保持増進
- ・人間の可能性の極限を迫及する営み ⇒ スポーツ文化発展
- ・競技者の極限へ挑戦するパフォーマンス ⇒ 夢や感動

② 地域社会の連携強化

- ・人々の交流や他者との連帯感を醸成し、その活動を通じて住民相互の新たな連携を促進

③ たくましく生きる青少年の育成

- ・自己責任、克己心やフェアプレイ精神、コミュニケーション能力の育成、他人への思いやり、豊かな人間性の涵養

④ 国際理解の推進

- ・世界共通の文化の一つであり，言語や生活習慣などの違いを超えて同一のルールのもとで競い，交流することで，世界の人々との相互理解や認識を一層深める。

⑤ 経済活動への寄与

- ・スポーツ産業の拡大，雇用の創出

■スポーツの意義

